

午前11時04分開会

○たかざわ委員長 ただいまより地域文教委員会を開会いたします。着席にて進行いたします。

欠席届が出ています。統計課、門口参事が公務出張のため、コミュニティ総務課、菊池課長が公務出張のため、麴町出張所、山内所長が公務出張のため、文化振興課、大塚課長が家族の介護のため、それぞれ欠席です。ご承知ください。

本日の日程及び資料をお配りしています。陳情審査が1件、地域振興部の報告が3件です。この日程に沿って進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。

ご承知のように、一昨日、当委員会に「区の屋内喫煙所設置助成事業について」という陳情が送付されました。送付されるに当たり、陳情者は、できるだけ個人、場所が特定されないようお願いいたしますということでしたので、マスクングをした資料を当委員会の正式資料としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、送付3-10、区の屋内喫煙所設置事業についての審査に入ります。陳情書の朗読は省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がありましたら、お願いいたします。

○上村安全生活課長 本陳情に関しまして、喫煙所設置等助成事業についてご説明させていただきます。お手元に助成制度に関する参考資料を置かせていただいておりますので、ご覧いただければと存じます。

本事業は、平成14年に施行された生活環境条例に基づき、喫煙者と非喫煙者の共生を図るため、ビルのテナントなどに喫煙所を設置するものに対し助成を行うものです。

まず、助成内容ですが、新規の設置経費については、限度額を700万円とし全額助成しております。なお、本年4月の要綱改正により、コインパーキングなどにコンテナ型の喫煙所を設置するに当たっても、助成できるようになりました。

次に維持管理経費、いわゆるランニングコストについては、要綱改正に伴いまして、限度額を240万円から260万円に増額したほか、テナント、コインパーキングの賃料などについて、これまで80%の助成であったものから100%の助成に改正し、その他の光熱費や清掃代などについては80%を助成しております。そのほか、更新の設置経費というものがございまして、設置から5年経過した喫煙所を対象としており、壁や灰皿、その他の機材などの経年劣化しているものをリニューアルする助成であり、これも300万円を限度に100%助成することとしております。

なお、助成対象者は、法人、団体、個人を問わず、千代田区内への設置であれば区外の事業者等でも助成の対象としております。

助成要件については、運営関係や設置関係など16の要件を設けており、これを全て満たす必要があります。無料で誰でも使えるものであること、周辺の生活環境改善が見込まれる、出入口を常時開放しない、受動喫煙に十分配慮した場所である、などの運営方法。

設置場所に隣接する建物の居住者、テナントなど、及び設置場所の区域の町会から設置について了解を得ることとしているほか、周辺環境にできるだけ配慮し、必要と認められるものについて助成を行うわけですが、これら要件については事前相談の際に具体的に説明を行っております。なお、これら助成要件を全て満たしたとしても、助成が適当でないとは判断した場合には、助成は行わないこととしております。

次に、助成事業の流れになります。配付資料にフローがあります。まず事前相談で事業の説明を行った後、区の職員立会いで現地調査を行います。これは設置場所の間取りや給排気口の設置場所によって、近隣住民、歩行者などにたばこの煙がかからないよう配慮している確認です。また、全て確認することは困難ではありますが、喫煙所を設置することで影響を及ぼさないか、周辺環境の確認も職員が行っております。その後、申請書の提出、審査という運びになりますが、先ほども申し上げました助成要件で、近隣の居住者、テナント、町会等から設置についての了解を得ることとしており、承諾書を提出していただきます。承諾書は設置者自らが町会長、近隣住民、隣接するビルにテナントがある場合はそのビルのオーナーに直接その説明を行い、承諾の書面を受領しております。書類審査により助成が適当であると判断できれば助成決定とし、その後に着工、完了検査とその報告を得て、助成金の支払いという流れになります。

なお、設置助成を受けて現在運営されている喫煙所は55か所となっており、現在も喫煙所を設置したいとの相談を10件以上継続して受けている状況にあります。

最後に、喫煙所の近隣からの苦情については、これまで数か所の喫煙所で申入れがあり、その内容は「臭いが漏れている」「通学路であり受動喫煙になる」「喫煙所のドアが常時空いている」などです。こうした苦情に対する対応は、助成要綱の第19条第2項に、助成決定者、いわゆる申請者は、設置した公衆喫煙所に関する苦情等については自らの責任で対応するものとする、と明記しておりますし、説明資料の要件にも盛り込んでおります。しかしながら、区としては、全て運営者任せにするわけではなく、苦情の申出人に対して要望を確認した上で、運営側にマナー啓発の貼り紙を行わせたり、人数制限を設けるよう助言したりするなど、喫煙所の運営に理解を得るべく最大限の配慮を行っているところであります。

以上で喫煙所の設置助成に関する説明を終わります。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆様方、確認したいことがございましたら、挙手をお願いいたします。

○牛尾副委員長 説明ありがとうございます。この陳情ではなかなか場所が特定されないですから、イメージが湧かないですけれども、喫煙所設置によってお困りになっているということが読み取れると思います。裏の①②③、ここが具体的な要望になると思うんですけども、先ほど、喫煙所設置をする場合に、区としても現地調査を行うということがありましたけれども、現地調査を行った際、区として、近隣に様々な施設があるから、ここはやっぱりふさわしくないんじゃないかということで、設置できませんよと、ここでは、というような判断がある場合や、そういうケースがあるのかどうか。それとも基本的に申し出があれば、喫煙所が足りませんからね、基本的に認めていこうという方向なのか。そこもちょっと、どういう立場に立っているのかというのが一つです。

あと、いま一つ。苦情が来ていると。区としても確認をするとありましたけれども、そ

の苦情が続く場合、もう助成を打ち切りますよというようなことがあるのかどうか。その2点だけお願いします。

○上村安全生活課長 ただいまのご質問にお答えします。

まず一つ目のケースにつきましては、現地調査の際に見るのは、例えば通学路等で非常に子どもの通りが多い、そういった場所であったり、非常に喫煙所としてふさわしくない場所でもしあるならば、そういった場合には、もう一度再考していただくように考えて、事業者のほうに答えてはおります。あと併せて、例えばすぐ近くに喫煙所があるとか、そういった場合にも、じゃあ、そこがふさわしいのかというところで、改めて再考していただくというケースはございます。

また、苦情に対して、これまで——すみません、2個目の質問について、もう一度お願い——（発言する者あり）失礼しました。苦情が続いた場合に関しましては、これについては、その都度、区の職員がそちらのほうに向かいまして、対応しておりますので、そちらについては現在のところ鎮静化している状況が多いと。圧倒的に多いというふうな状況でございます。

○牛尾副委員長 いや、もちろん鎮静化するというか、苦情がないように対応するというのは当然なんだけれども、それでもやっぱり煙がどんどん漏れているじゃないかというのが続いた場合、もうここは喫煙所としてふさわしくないんじゃないかと。助成を打ち切りますということがあり得るかということなんです。

○上村安全生活課長 当然それ、例えば周辺の複数の方からそういった相談がありましたら、改めてそういう、その助成の取消し等は再考する必要があると考えます。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○林委員 資料をありがとうございました。分かりやすく公衆喫煙所助成のをやっていたいて。それで、マップも、今あるのを頂いて、これ、条例が千代田区にできて、生活環境条例とか、本当に一昔前は、公園ですとか区民館ですとか、区の施設で吸っている場所、ここに苦情が来て、対応に非常に苦慮をされたと思うんですね。で、都のほうの条例もできたりしながら、要は区役所内に喫煙所を作っただけとはいけないという形になって、たばこを吸われる方は非常に居場所がない状態のところまで一生懸命考えて、だったら民間で使える、使ってもいいよとご厚意してもらえ、厚意を、貸してもらえるところに助成という形で年々増えてきて。これは非常に望ましいことだと思いますし、区の長期計画にある喫煙所をしっかりと整備するという方向性にも合致していると思うんですね。

こういった個別具体的な、先ほどさらっとだけ何件かというのは、できた当初に来るのが多いのか、それとも何年かたってから急に来たり——何を言わんとしているかということ、まちの中ですとあるところに新たなテナントが来て、ここは煙いんじゃないかと言われるクレームもあるでしょうし、ずっとテナントさんとかビルオーナーさんとか、近所に丁寧に戻られているので、後で確認しますけれども、苦情が来るケースというのはどういう、分類別にとすると、出てくるんですかね。

○上村安全生活課長 まずケースといたしましては、やはり多いのは、設置後すぐに、ここに喫煙所ができてしまったということで、そこでやはり危機感を感じてといたしますか、そういった周辺の苦情がやはり圧倒的に多いかというふうに思っております。これにつきましては、苦情を受けた際に、こういった装置といたしますか、例えばプラズマ脱臭機とか

を最近はつけているんですけども、これはほとんど臭い等、ほぼ99%消してしまうというものなんですけども、こういったものがついていますよというところの丁寧な説明をさせていただくことにより、ご理解を頂いている状況です。

また、その後、何年か、例えば設置して一、二年たったの苦情というものにつきまして、時間外等々で、その構造上、例えばそこに縁石があって、そこで待っている人とか、現在はソーシャルディスタンスの関係がありますので、例えば6人とか、そういった人数の縛りをかけているわけなんですけども、それが待てなくて吸っている人、そういった方がおりますので、そういった方の苦情が最近は増えている。こういった状況です。

○林委員 できた直後に多いと。近所の九段下駅のところも、行列、喫煙所に行くまでに行列をされている方もいますし、区役所の喫煙所が閉鎖されてしまったんで、職員の方でもお吸いになられる方はどこへ行っちゃっているんだろうと、すごく心配するぐらいなんです。庁内にあったのに。あの非常にいい場、コミュニケーションの場の一つでもあったかもしれないけれども。

そうすると、分類別にやっていくと、まあ、何年かたって来るというのは、あんまりこの陳情審査のところでは当たらない。そうすると、設置した直後に、どういうふうにまちに溶け込んで、地域に溶け込んで、ここが喫煙所なんだよというのを、まち全体で情報共有できるようにしなくてはいけないという形になってくるんですね。そうすると、それでは事前の地域の説明の仕方、これで、場所によっては変わってくると思うんですけども、ビルのオーナーさんが、いいですよと、ぜひお使いくださいよ、千代田区の在勤の方あるいは住民の方に向けて、喫煙所で使ってくださいというときに、このフローチャートのところでは、どの段階で、どれぐらいの頻度で、地域の方に説明なり周知というのをやっていくのか。ここを説明していただけますか。

○上村安全生活課長 ただいまのご質問についてですけども、先ほどご説明させていただいたとおり、承諾書というものをまず頂いております。その中で説明を、それぞれ直接地域の住民の方、テナントの方等に説明を行っているわけなんですけども、これにつきましては、地域を代表した町会長、あと地域住民の方がいらっしゃれば地域住民、あと隣接するビル等々にテナント等が入っている場合には、そのビルのオーナーさんのほうに、直接設置業者の方からご説明を頂いて、書面を頂いているという状況になっております。

○林委員 どこまで事前にできるのかと、ここは永遠の、多分千代田区の課題だと思うんですね。区民以外の方もビルに入っていますし。そうすると、今の段階では、昔ながらに向こう三軒両隣みたいな形で、少なくともお隣さんのビルオーナーさんですとか向かい側のビルオーナーさん等々には、事前に丁寧な形で説明をしていると、こういった形なんですかね。それは書面に出ているという理解でよろしいですかね。

○上村安全生活課長 はい。おっしゃるとおりでございます。

○林委員 そうすると、丁寧な形で、地域の地縁団体である町会の代表の町会長さんですとか向こう三軒両隣のビルオーナーさんにはお話はしていると。承諾書で書面も役所で頂いているんで、外形的にというか、書面上は皆さん大体合意になっていると。合意になっている、大体じゃなくて合意されているから助成と、これは多分、助成の手続としては当たり前のことだと思うんですね。

問題になってくるこの苦情のところ、ここがまた分類に入るんですけど、一つが、テ

ナント、ビルオーナーさんは了解して、ビルオーナーさんの立場としては、テナントさんに、これ出ますよというような説明は多分しなくちゃいけないのかもしれないし、借りる前にしなくちゃいけないのかもしれないけど、継続しているときは、ビルオーナーさんによっては丁寧な形でやっていないのかもしれないし、区役所の事前の紙をビルのエレベーターのエントランスホールとか案内板に掲示していないから全く知らなかったとか、あるいは全く見ていない、経営者の方がふだん行っていない状態の借りているところは分からなかったと。で、急に出てくると、マップで出たら、あら、これ大変だと。うちの借りているところの隣に急にできちゃった、と苦情が来ると。あ、区役所に言わなくちゃとなってくると思うんですけど。テナントの方が多いんですかね、それとも来訪者。要は千代田区のビルというのは、都心部で当然、人が、集客性のあるところですから、借りて、そこに借りている事業者の人とか事業者に来る人ですよ、お客さんとか。ここが来るのかと、その分類別というのはされているんですかね。苦情云々というところの。

○上村安全生活課長 苦情につきましては委員のご指摘のとおりでございますが、基本的に苦情を上げてこられる方、これはやっぱり地元の方、もしくはそこに住んでいるテナントの方、こちらが圧倒的に多いというふうに認識しております。

○林委員 テナントの中で、テナントに就業している、分かりやすく言うと、皆さんで言うと千代田区役所で――ここは借りているわけですよ、お国のほうから三十何年ローンみたいな形で。ここに、職員の方みたいな、要は従事している方から来るのが多いのか、それとも区民の方みたいな、お客さんで来て、いやあ、あそこ煙いから何とかしてくださいよとかという形で、来街者、よその区の人。どちらが多いんですかね。

○上村安全生活課長 いわゆるお客様と言われる方からという苦情というのは、ほぼありません。基本的にはテナント、事業を展開しているテナントのオーナーさんからという苦情が多いです。

○林委員 分かりました。何となく整理できて、要は事前には利害関係者である向こう三軒両隣のオーナーさんには丁寧な形で承諾書をやって、書面まで取っていると。そこから先のところがもしかしたら課題なのかもしれないと。ビルオーナーさんが、一軒家じゃないんで、千代田区のところは。そこに住まわれている方に、周知の方法、事前の説明、これを少し丁寧にしなくちゃいけないという課題があるとしたら、これは役所のほうからアプローチできるんですかね。例えばこの1階に喫煙所ができますよというところを、工事計画みたいな形で先に掲示、紙にするですとか、あるいは向こう三軒両隣のビルオーナーさんとかのビルに向けて、いや、隣のビルでこれからできるんですよという印刷物を、ここ多分、民間の経営のところまでなかなか領域で入りづらいと思うんですけども、周知の仕方というのは工夫の仕方というのはあるんですかね。

今でもやっているんだったら、こういうやり方はしていると。工事前にこういう形でやっていますとか、そういう形が。僕の知っているところでは、一つ、営業されていた方が何月何日に営業をやめると。今後は喫煙所にしますよと店のところに掲示していたんですね。すごい昔ながらのお店だったんで、ああ、このお店はなくなっちゃうんだ、残念だったねと。ただ、たばこの吸えるお店だったんで、じゃあここで同じ名前、というとはれちゃうのかもしれないけど、また継続してできるんだねと、かなり早い段階から周知のほうをしていたんですね。だから、その周知の仕方が、もしかしたらちょっと何か工夫

の仕方があるんだとしたら、現状の今やっていること、そして、もし課題等、問題解決性があるんだとしたら、こんなのができたらいいなというのがあれば、説明していただければ。

○上村安全生活課長 委員ご指摘のとおり、やはり周知の方法、これというのがやはり一番大事になってくるという認識はあります。どういったアプローチをしているかという件に関しましてなんですけども、例えば区のほうから、自治体のほうから直接、ここにはそういった喫煙所ができますよというようなのを積極的に言うてしまうと、これは事業ありきと、もうこちらのほうはもうやっていくんだよというふうな認識に取られかねないというところがございますので、やはり事業者のほうから積極的に同意を得ていただくという形を取っております。

したがいまして、どういったやり方をやっていく工夫が必要なのかということに関しましては、今後、事前説明の際に、そういった近隣のテナント等につきましては、ビルオーナーのほうからしっかりとそこは確実に各階のテナントのほうに了解を取っていただく。その上で、同意書、承認承諾書ですね、こちらのほうを徴収していただくというような形等を検討してまいりたいというふうに考えております。

○林委員 分かりました。そこは、じゃあ、事前の前さばきのところで何とか工夫の余地が一つあるというのは、これはまとめのときに、ちょっと委員長にお諮りしながらやっていきたいと思えます。

もう一つが、出入りが激しい千代田区のところで、営業時間、喫煙の。たばこを吸う方は夜中でも吸いたいでしょうし、24時間開いていれば多分一番いいところだったんだと思います。実際、公園でやっていたときは、喫煙所、灰皿を置いてやっていたときは、公園が24時間吸える状況を、区のほうは場の提供をしていたと。たばこ税も入ってきているんでね。その代わり、区民館等々とか区役所の喫煙所というのは時間指定があったと。開館時間にしか開けていなかったという形なんです。この助成のやっている、喫煙助成の、要は時間ですよ。2時間やっても700万円、12時間やっても700万円助成するとかという、何か取決めはあるんですかね。営業時間。開設時間。あるいは夜昼含めて、どういうふうに相談しながら助成を出していくのか。ここを説明してください。

○上村安全生活課長 喫煙所の営業時間につきましては、こちらの設置助成の要件の中に含まれておりますが、おおむね1日8時間以上かつ週5日以上というふうに、助成の要件では定めさせていただいております。したがいまして、基本的には、例えば千代田区であれば会社が非常に多いと思えますので、朝の8時からおおむね大体夕方5時、こちらぐらいが大体平均的な営業時間というふうになっております。ただ、こちらのほうは、現在コロナ禍の影響とかもございますので、時短営業している店も結構、かなりの数があるというふうに認識しております。

○林委員 聞き方が、申し訳ない。1日8時間以上で、通常営業、役所がやるんだしたら朝から夕方までというのが、これ、標準的な形になるんですけれども、助成によっては、例えばコンビニですよ。ファミリーマートさんとかが喫煙所を入れていると。ここは夜中でも使えたりするわけですよ。ここの時間的なトラブルというのは特にないんですか、苦情が来る段階で。

○上村安全生活課長 委員のご指摘の、時間によるトラブル、こちらにつきましては、や

はり通学時間帯等につきましてはご配慮いただきたいというような苦情と申しますか要望はやはり寄せられているところがございます、こういった時間帯には避けるように、こちらのほうとしては事業者のほうに要望はしております。

あと、例えば2時間だけ開設をして700万。これはやはり費用対効果と申しますか、そういったところ、喫煙所の設置に対しての意味が全くないというふうに考えておりますので、おおむねというところを捉えましても、おおよそ6時間ぐらひは最低でも営業していただかないと、設置の助成には当てはまらないというふうに認識しております。

○林委員 そうすると、苦情というか、いろいろなご意見等々も、通学・通園時間、大体7時から9時半ぐらひまで、ここはやっぱりちょっと一定の配慮が必要なのかなというのは、課題としてはお持ちになれていると。たばこを吸う方は、別にその時間、吸いたい方もたくさんいらっしゃるんですけど、千代田区の場合はほとんどのところに、まあ、南側のところは少ないですけど、保育所等々、北側のところは保育所、学校等々がたくさんあるんで、ほとんど全部通学・通園時間に入ってしまうんですね、エリアで。なかなか日中のところしかできない形になると。

で、一つがやっぱり苦情のところというのは、結局のところ煙が外に出してしまうからなのかなというのがあるんですね。先ほども説明にあった、扉が開けっ放しになっているとか。今、エアカーテンみたいな形で、いいのもあるそうですし、扉もたくさんあると。そこまで助成を踏み込んで、助成額を、ドアをエアカーテンにしてあげるとか、ドアがあって、二重の扉みたいなものですよね。そうすると、室内だから、あとは、何ですか、焼き肉屋と言うダクト、煙突がもし古いのがあれば、ここも改良する助成をしていけば、せっかく場所を提供していただいて、煙が一切外に漏れないような、このイメージをつくれれば、いろんなご意見等々は——行列は別ですよ、たばこを吸いたい方の。それ以外のところは収まるんだとすると、まだまだこれ、本会議でも質問が出ていましたけど、もっとお金を、予算をつぎ込むべき事業なんではないのかなと。

というのは、区ができなくなっちゃった。自分たちで100か所造ると言っていたのに、公園を潰しちゃって、出張所を潰しちゃって、区役所も潰しちゃって、どんどんどんどん区の所有地は潰して、民間事業者にお借りするしかない方策なんだから、ここはちょっと助成の額を、室内のレイアウトだけじゃなくて、もっと空気が漏れないようなところにまで踏み込んだ増額までしていく必要があるのかなと、ちょうど予算要求の季節なんで、課題意識を持っておられて、財政課のほうに出されるご予定かどうかも含めて、お答えしていただければ。

○上村安全生活課長 まず営業時間の、委員のご指摘されました営業時間の、例えば7時から9時半の例えば通勤・通学時間帯、こちらのほうを、例えば全てこれは通勤・通学時間帯なので、こちらの時間帯については開けないでくださいというふうなことをやっていると、やはり通勤されている方、こちらがやっぱり職場に行かれる前に喫煙される方が非常に多いです。これを閉めてしまいますと、やはり路上喫煙、こちらのほうが多くなってしまいます。こちらは明白ですので、こういった場合は、場所によってケース・バイ・ケースで、ここは柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

あと、物ですね。物の、例えばドアとかそういった装置の新しい装置、こちらをやる場合の増額、こちらについては、現在でも例えばプラズマ脱臭機や、プラズマ脱臭機がこれ

がおおよそ大体200万円かかってくるというところがありまして、これを今現在はかなり多くの喫煙所でつけていただいているというところがございます、増額を、前回、以前は500万円だったところを700万円に上げております。ここも踏まえまして、これからそういった装置というのはどんどん新しいものができてくると思いますので、新たな装置が加えられるように増額は検討していきたいというふうに思っておりますし、検討はやっていきたいと。あと併せて予算のほう、こちらのほうも増額は検討させていただきたいというふうに考えております。

○村木地域振興部長 委員長、ちょっと補足させていただいて、よろしいですか。

○たかざわ委員長 担当部長。

○村木地域振興部長 ただいまの公衆喫煙所の設置助成につきまして、助成額の増額等々のご意見がございました。私どもとしましては、先般の定例会のほうのご答弁でも申し上げましたとおり、喫煙者と非喫煙者の共生ということを考えてございますので、喫煙所の整備、こちらにつきましては進めていきたいというふうに考えてございます。

その中で、今、担当課長のほうから申し上げましたように、この様々な脱臭装置、そういったものとかはかなり技術的に進歩をどんどんしていますので、そういったものに対応できるような形での助成というのは考えていきたいと思っておりますけど、こちら、助成、予算上のこともございますので、また財政担当ともいろいろと相談した上で、予算の提案とかはさせていただきたいというふうに考えてございます。

○林委員 ずっとやり取りをやっていくと、やっぱり出入りのところ、そんなに今の配管のやつで煙がただ漏れという喫煙所は多分ないと思うんですね、喫茶店も含めて。と、出入りのところで、私も神田須田町のほうの喫茶店と一緒に連れ立って行ったことがあるんですけど、そこはエアカーテンっぽいのがあるんですね。で、全席喫煙みたいになっているんですけど、臭いは全然しないんですよ。何分間かで全部店内の——これでいくと、店名を言っちゃわないほうがいいですよ。全部変えますとかとって、やっぱり民間のところというのは、やっぱり出入口も含めてかなり配慮を入れているんで、ここにちょっとターゲティングを絞った形で、助成のところ、ダクト云々というのはこの今の多分700万というのでほぼ一致するんでしょうけど、あとは千代田区の場合は地価が高いんで、家賃のほうを、これを区のほうで整備するぐらいでしたら、家賃を助成したほうがはるかに低コストでできると。で、吸える方も吸わない方も共存のという形で、出入口のところでちょっと予算のほうは、引き続きというか、来年度に向けてやっていただきたいと思うんですね。

最後、陳情のところ、うーん、いろんな区でもこれは問題となっていて、やっぱり喫煙所の、屋外というのはこれはもう、あり得ない。なかなか難しいですよ、煙が漂ってしまうんで。どうしても一定の密閉空間のところ、空気が漏れないようにしなくてはいけないという方向性が、区のほうでも何となくシフトはしてきているとは思いますが、こういって陳情の方、これは多分、喫煙所だけじゃなくて、昔はきっと公衆トイレの場所、臭いが来るとか、あるいはごみの集積場所、うちのところだけ来るとか、いろんな課題があったんですけど、その都度うまく時代とともに解決していったと。

で、今後こういうのを出さないところは、一つは僕が先ほど言って共有できた事前の周知の仕方、ここと、出入口に対して、出入口のエアカーテンみたいなのに、これにも助成。



そのほかで何か課題として考えられるのってあるんですかね。今後こういった陳情者、出していただいた陳情のような形で、せっかく千代田区でいろんなお住まいとか事業を営まれていてやっていて、本来だったらビルオーナーの責任として一定の昔は喫煙所があった。造っていた。部屋では吸えていたけど、だんだん時代の流れで、ビルの中では喫煙所を1か所にしましょうと外に出したけど、それも文句が来るからといってなくしていった、どんどんどんどん喫煙所自体がなくなっていっちゃって、ぎゅっと今狭まっている状態だと思うんですね。これを解決していくの、もうこの道しかないというのはあんまりいいフレーズではないと思うんですけども、ほかに何か課題解決の考えれば、トレーラーハウスというのも一緒ですからね。何か考えられるのがあれば、よその区の事例等々も含めて、こんなやり方をやっていますよというのがあれば、ちょっとお示ししていただければ。なけりゃないでいいんですけど。

○上村安全生活課長 現在、お話のあったとおり、千代田区の中においても、やはり喫煙所の場所というのが地域によって非常に格差がございます。例えば駅前等にありましては、かなり多くの喫煙所、こういったものがあるんですけども、閑静な住宅街、こういったところに入りますと、やはりテナントも少ない。非常に少ない。そういった地域の環境もございますので、非常に喫煙所がなく、路上喫煙が問題化しているという地域も見受けられるところでございます。

したがしまして、やはり当方として進めていかなければならないもの、こういった地域格差をなくす。なるべく喫煙所を使っていただく。これをすることによって、路上喫煙の比率というところは必然的に下がってくるというふうに考えておりますので、先ほど委員がおっしゃった例えばトレーラーの関係なんですけども、トレーラーはやはり非常に大きくて使い勝手が悪いというところも、ちょっと弱点としてはございました。したがしまして、コンテナ型ですね。こちらは屋内喫煙所というよりも、公衆喫煙所、要は屋外型というような位置づけをさせていただいているわけですけども、これを非常に喫煙が問題化しているコインパーキングですね。コインパーキングに入り込んでたばこを吸う方、これが非常に多いというところの苦情も受けております。ここにコンテナ型を設置することで、いわゆる駐車場代、こちらのほうは全額カバーができるというふうになっておりますので、こちらのほうをどんどん積極的に進めていきたいというふうに考えております。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますか。

○小野委員 もろもろご説明をありがとうございます。こうした助成制度は非常に求められてきたものなんですけれども、今回の陳情を見て、こういうことも確かにあるなというふうに思いました。

今いろいろとお答えいただいたんですけど、ちょっとこの陳情の中のところで、差し支えない範囲で伺いたいです。今回、この陳情者の理由によると、入居者のいないテナントに区助成の喫煙所が設置されたとあるんですけども、ここはもともと喫煙の問題が顕在化していた場所なのかどうかというところを教えてくださいませんか。

○上村安全生活課長 すみません。確認ですけども、こちらは、こちらの住所にという認識でよろしいでしょうか。

○小野委員 この近隣で結構です。

○上村安全生活課長 この近隣で例えば空きテナントに入ってくる。これが基本的にはやはり事業者がよく、最近ではかなりの数が、個人が設置をするというよりも、事業者が設置するという形の方が非常に増えてきておりますので、そういった形の、空きテナントを探しながら事業者が設置をしているのがほとんどというふうに認識しております。

○小野委員 ありがとうございます。ちょっと詳細が明らかにならない中での答弁で、ご負担をおかけいたしました。

ちょっと思ったのが、先ほど問合せ、これから喫煙所を設けようかどうかという問合せが、今10件ほどあるということだったんですけども、実際まちを歩いていると、問題が従来から顕在化している場所と、そうでもない場所があるのかなというふうに認識をしています。この10件が例えば顕在化している場所に該当するというのであれば、非常にいい解決方法になると思うんですけども、現在問合せがあるこの10件については、どのような認識でいらっしゃるのか。問題が顕在化されている場所が含まれているというご認識なのか、それともそうでもない場所なのかというところを、もし分かれば教えていただけますか。

○上村安全生活課長 委員ご指摘のとおり、やはり現在進めている10か所以上のこちらの継続した相談につきましては、やはりない場所、例えば官庁街、こういった場所のところにも今ちょっと相談を受けているわけですけど、こういったなかなかないところ、こういったところを最優先で設置できるように、工夫をしていきたいというふうに考えております。

○小野委員 はい、分かりました。求められている場所の設置であれば、やっぱり進めたほうがいいと思いますけれども、もともとそんなに喫煙者が多くないけれども、場所がたまたま空いていましたというところであれば、やっぱり精査する必要があるのかなという思いで伺ってみました。

今後、例えば麴町、番町方面ですと、なかなか設置が難しいというお声もあるんですけども、先ほどおっしゃっていたコインパーキングを使ってのコンテナ型というのは非常に有効だなというふうに思っていますので、ぜひともそちら方面も進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上村安全生活課長 ありがとうございます。コインパーキングにつきましては、やはり苦情が多い場所というのはおおむね限られてきておりますので、まずはそういったところにこちらのほうからアプローチをかけた上で、コンテナ型、これをぜひとも設置をさせたいというふうに認識しております。

○小野委員 よろしく申し上げます。

○たかざわ委員長 ほかにございますでしょうか。

○うがい委員 合意形成とかという部分でいろんな、今の工夫でこれから見直すというふうなところ、オーナーが、逆に、テナントに理解のないオーナーにならないように、そのように工夫していただくのはいいと思うんですけども、そしてこの陳情の中に出てくる言葉と、そして陳情があってもなくてもあり得ることって、マナーに関してになっちゃうんですけども、例えば時間外に、それがあつてそこでそこに寄ってきて、していない、開いていないのにそこで吸うとかというようなことへの対応というんでしょうかね。今、実際、

見回りの方たちが見回り以上のことをしていらっしゃるということは本当によく分かっていて、それこそ本当に吸い殻まで拾っているというようなところまでされていらっしゃるということはお見受けしているんですけども、時間外とか、見回りの方たちが行き届かないような時間で喫煙所付近に集まってきてしまう人たちというのは、何かその辺の懸念もちょっとあるようなので、そこへのマナーへの対応みたいなことは、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○上村安全生活課長 やはり時間外で、現在、委員のご指摘のとおり、時間外で、例えば今で言えばコロナ禍ということもございますので、時短営業をやっておりまして、例えば夕方、帰宅時間帯、こういった時間に、いつもだったら寄れたのに、開いていないからということで、その前で吸ってしまうというケースが多々あります。こういった場合には、やはりそれが直接路上喫煙の苦情につながってきますので、そういった場所には集中的に、例えば道路上のペイント、併せて看板の掲出、こちらのほうを積極的に、その近隣の住民やビルオーナー等をお願いをした上で、マナー啓発を図っているところでございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

課長、苦情が来たときには、現地調査には必ず行っているということでよろしいですね。

○上村安全生活課長 おっしゃるとおり、必ず現場のほうは確認しております。

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○小林やすお委員 この営業時間。営業時間というんですかね、何というのか、開設時間というのかな、1日8時間以上とかありまして、これについては、何時から何時前というお願い、場所によってそういうお願いをしているんですか。それとか決まった時間があるのか、それとも設置時間8時間確保できれば途中休憩時間も入れていくとか、いろんなパターンができるのかどうか。

○上村安全生活課長 ただいまのご質問につきましては、基本的にこちらのほうから何時から何時開けてください、それで8時間を継続して開けてくださいというようなお願いはしておりません。ただ、事業者のほうから例えば8時から5時まで開けたいという話があった中で、そういった地域的な事情もございますので、そこについては、例えばこちらのほうからお願い、あくまでもお願いになってしまうわけですけども、この場所については時間的に多いのが9時から例えば6時であれば、そういった時間にお願ひできないかというようなお願いは、こちらのほうから事前説明の際にさせていただいている。こういった状況です。

○小林やすお委員 ええ、そうなんですけど、例えば今言った8時から5時でも、例えば通学路にはないかと思うんですけど、通学路のところ面に面した喫煙所があったとした場合、子どもの通学時間と、まあ、下校時間と言ったら長くなっちゃうかもしれないけど、朝の通学時間、集中する時間は1時間休むと。休む。そして、またその後再開するとか、そういった自由な営業の仕方はできるのかということなんですけど。

○上村安全生活課長 こちらは連続して8時間以上開けてくれというものではございませんので、そこは柔軟に対応できます。

○小林やすお委員 できるわけね。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

小林（や）委員。

○小林やすお委員 もう一つ。うがい委員が聞いたと思うんですけど、営業時間外に吸いに来る人がいるということが書いてありますけれど、それについては、例えば営業しない日がありますよね。その日には、公園と同じように喫煙の指導員を配置するということはどうできるのでしょうか。

○上村安全生活課長 基本的に千代田区の場合ですと、週5日以上で、休みの残りの2日に関しましては、おおむね土、日というふうな認識で結構です。ここの中で、やはりそれぞれの個人事業のそういった喫煙所のほうに警備員を配置するという事は、現在のところ考えておりません。

○小林やすお委員 考えていない。

○上村安全生活課長 はい。

○小林やすお委員 しかしながら、考えて、でも、そういった部分がたしか書いてあったんじゃないかな。時間外とか、そういったものに、そこら辺に対応していく。公園には1日張りついて、朝から晩まで張りつけさせて、部分もあったりする。あ、喫煙所の場合は貼り紙をすれば、多分そこら辺の決まった人たちが来るんだろうから、おおむね大丈夫だと思うんですけど、配置するぐらい柔軟性があるということかな。

○上村安全生活課長 失礼しました。補足説明をさせていただきます。そういった場所で、やはり苦情が多い場所というのはやはり決まってくるので、そういったところは重点的に青パトや、現在うちにおります千代田区の生活環境改善指導員、こちらのほうを運用しまして、そちらのほうに情報提供しながら、集中的に指導、取締りを実施しております。

○たかざわ委員長 はい。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

○小野委員 先ほど臭いが漏れるというのが林委員からあったと思うんですけども、今回このマップをお配りいただいて、ありがとうございます。この緑色の公衆喫煙所の中で、結構ご意見を頂くところ、確かにあるなというふうに思っています。一旦こうした公衆喫煙所を設置されると、なかなかその周辺に行って臭気を確認されることはないと思うんですけども、可能であれば、どの程度臭いが漏れているのかとか、煙の漏れがあるのかというのを確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○上村安全生活課長 委員ご指摘のそういった苦情が入るところというのはやはり決まってくるので、そういった場所のそういった装置といいますか、そういった機械がしっかりしたものなのか、あと併せて常時ドアが開いていないのかと、そういったところはこちらのほうで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○小野委員 はい。お願いいたします。ありがとうございました。

○たかざわ委員長 はい。よろしいでしょうか。

小林やすお委員。

○小林やすお委員 今ので思い出しました。先ほど林委員が言った神田須田町近辺のどうのこうのというのがあったんですが、私もそこに入ったことがあるんですけど、本当に臭いがないんです。ないことはないんですけど、林委員は吸わないけれど、別にそこにいってもそれほどじゃなかったと。多少はもちろん臭いますけれど。そういった部分、こういった機械が、どんどん進歩していると思うんですよ。僕は芳林公園の完全密閉型の入

るんですけど、やっぱり、入るとやっぱり臭いわけですよ。そうすると、この中で吸うよりはというふうに思ってしまうんですけど、先ほど言った民間の喫茶店なんか、全く気づかない、臭いが気にならない。そういった部分も研究しながら、新しい機械、高ければそれなりに補助金を増やすとかあるんでしょうけど、そういったほうも柔軟にしてもらえないかなと思うんですけど。

○上村安全生活課長 委員のご指摘のとおり、現在のところ、新しいそういった脱臭機等々につきましてはどんどん開発されて、いいのが出てきておりますので、そういったものを積極的に導入できるように、こちらのほうも進めていきたいというふうに考えております。

○たかざわ委員長 はい。

ほかにございますでしょうか。

○林委員 最後ね。聞き忘れちゃった。5年間最低やってくださいと。で、初年度が多いみたいなんですけども、継続してやる場合、2年、3年と、よくある定期監査みたいな、チェックみたいな、臭いとかご意見とか含めて、こういった仕組みというのは今の段階でできているんですか。まだ始められてそんなに年数がたっていないんですけど、今後増えちゃうかもしれないんで、例えば1年に1回、今、小林やすお委員が言われたような、どんな臭いになっていますかとか、中ですよ。出入口はこんな感じで臭いが漏れないようになっていきますとか、1年間にご近所からいろんなご意見をいただいたのが何件ありましたかとか、もしオーナーさんだったら、近所、もしかしたら向こう三軒両隣、掃除してかえっていいご評価を頂くようになってるかもしれないんで、そういった制度、仕組みというのは今の段階であるのか。これからつくろうと思えば、要綱を改善して、ここからぼんと申し入れる形になるんですけど、年に1回ぐらい定期監査をやってよとかという形で、今の現状といけるものなのか。毎年度予算で助成をかけるわけですから、どういうフレームになっているのか。

○上村安全生活課長 現在の要綱の枠組みでは、委員のおっしゃっていましたがそういった定期監査的なもの、こういったものは、現在のところはありません。ただ、それぞれの個々の事業者のほうで進めている部分はございますので、こういったものをしっかりと形にして、区もかみ合えるような方向性で検討はしていきたいというふうに考えております。

あと、そのそういった助成、その部分にかかる助成に関しましては、どこの部分で使えていくのか、そういったところも併せて検討していきたいというふうに考えています。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、この陳情、取扱いはいかがいたしましょう。恐らくこの陳情者、おおむね今のやり取りの中であったように、オーナーが近隣のオーナーに話したら、そのテナントさんに丁寧に話してくださいということがあって、近隣の環境も気をつけながらという、設置を考えてくださいという趣旨だと思うんですけど。いかがいたしますか。

（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前11時56分閉会

午後 1時39分再開

○たかざわ委員長 午前中に引き続き、委員会を再開いたします。

欠席届が出ております。文化スポーツ担当、大矢部長、午後3時半より公務のため欠席です。子ども施設課長、赤海課長ですが、3時以降公務のため欠席となっております。ご了承ください。

それでは、先ほどの陳情の審査ですけれども、3点ほど当委員会の集約として理事者に申し入れ、陳情者にはその旨をもってお返ししたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。では、1番、事前説明の際には申請者からビルオーナーや近隣テナントまで十分な事前周知がなされるよう指導すること。2番、喫煙所運営者との年1回の意見交換や定期的な監査を実施するなどチェック機能を強化し、課題を共有すること。3、さらなる環境改善を図るため、エアカーテンや二重扉の導入など、必要な助成内容を拡充すること。以上3点を委員会集約とし、理事者のほうに申し入れます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、陳情、送付3-10、区の屋内喫煙所設置助成事業について、を終了いたします。